

第28回

島原市農業委員会総会議事録

平成22年9月30日

第28回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成22年9月30日(木) 16時00分
 2. 閉会日時 平成22年9月30日(木) 16時30分
 3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
 4. 出席委員者の数 27名 欠席者4名
 5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について
 - 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6号議案 非農地証明願について
 - 第7号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について
- 報告事項 使用貸借解約通知書

議長

只今より、第28回島原市農業委員会総会を開会します。

本日、13番委員、20番委員、29番委員は所用のため、3番委員は体調不良のため欠席との連絡がっております。

出席委員は31名中27名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、24番委員、26番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定の許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、キャリーを1台ずつ、耕耘機を2台所有しております。
すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は15年の農作業歴があり、農業後継者への使用貸借ですので何も問題ありません。

議長

1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番は許可することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の耕作権設定による許可についての1番は許可することに決定します。

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の許可申請の1番と2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、軽トラックを1台ずつ所有しております。

すべての許可要件を満たしております。

2番についても下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、バインダー、ハーベスター、トラックをそれぞれ1台ずつ所有しております。

すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は35年の農作業歴があり、後継者への生前贈与のためのもので何も問題ありません。

現地調査員

2番について、譲受人は30年の農作業歴があり、夫婦で農業を行っており、今回は弟が姉に生前贈与のためのもので問題ありません。

議長

1番から2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番から2番は許可することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案の所有権移転による許可についての1番と2番は許可することに決定します。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は申請地に木造平家建住宅1棟を建築したいとのことです。申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。尚、今回の申請は都市計画道路建設による移転のためであります。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は宅地、南側は申請人所有の農地、西側は農地、東側は都市計画道路建設予定地になっております。雨水は自然流下により水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり、問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案農地法第4条の1番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は、今の住宅を取り壊し、車6台の駐車場にし、隣の申請地に住宅を建築したいということです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画については事前に配布済みですので説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は農地、南側は宅地、西側は申請人所有の農地、東側は道路になっております。

雨水は自然流下により放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり、問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と決定し、県知事に送付することに決定します。3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請人は、申請地に倉庫1棟と5台収容の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画については事前に配布済みですので説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、南側は道路、西側は宅地、東側は農地になっております。

雨水は自然流下により道路側溝へ放流となり、問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と決定し、県知事に送付することに決定します。第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請と第5号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番は関連がありますので同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、当初計画者の都合により計画を変更し、継承者が引き継ぎたいとの申し出です。

それについては、第5号議案の1番で、申請地にデイサービス施設2棟を建築したいとの転用申請です。申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は道路、南側、東側は宅地になっております。雨水は水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更は認め、第5号議案農地法第5条の規定による1番は許可相当と決定し、県知事に送付することに決定します。2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番について、譲受人は申請地に木造平家建アパート1棟を建築したいということです。

申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は道路、東側は宅地、南側は水路をはさんで道路になっております。

雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり、問題ないと

見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番について、賃貸人は申請地を借り受け、職員用駐車場として利用したいということです。

申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は道路、南側は水路、東側は宅地になっております。

雨水排水は自然流下により水路放流となり何も問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番について、賃貸人は申請地を借り受け、木造2階建社宅1棟として利用したいということです。

申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は宅地、南側、東側は賃貸人の農地、西側は道路になっております。

雨水排水は道路側溝へ放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり何ら問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番について、譲渡人は申請地を譲り受け、木造2階建住宅1棟を建築したいということです。

申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の三方は宅地、東側は宅地と道路になっております。

雨水排水は自然流下により道路側溝へ放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり何ら問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

6番について、賃貸人は申請地を借り受け、従業員用駐車場と大型車両の方向転換用地として利用したいということです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、東側は道路と農地、南側は宅地、西側は農地になっております。雨水排水は自然流下により道路側溝へ放流となり何ら問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、6番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

7番について、譲受人は申請地を譲り受け、木造2階建住宅1棟を建築したいということです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、東側は譲渡人の農地、南側は道路、西側は農地になっております。

雨水排水は自然流下により道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、7番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第6議案非農地証明願について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案非農地証明願について、申請人は平成2年6月日不詳ころより原野として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は道路、西側、南側は雑種地、東側は農地になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。第7号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	4件	12筆	12,378㎡
耕作権の再設定	6件	18筆	14,345㎡
合計	10件	30筆	26,723㎡

次に農業経営基盤強化法による所有権移転については10ページのとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。
使用貸借権解約通知書については11ページのとおり報告いたします。
これで、第28回島原市農業委員会総会を閉会します。